

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧					新					
第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用					第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用					
区 分		内 容			区 分		内 容			
(1)～(31) (略)		(略)			(1)～(31) (略)		(略)			
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用		<p>ア 関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限りです。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる平成30年4月1日時点のI P 通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限りです。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、平成30年4月1日以降、その区分ごとのI P 通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。</p> <p>イ (略)</p>			(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用		<p>ア 関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限りです。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる平成31年4月1日時点のI P 通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限りです。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、平成31年4月1日以降、その区分ごとのI P 通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。</p> <p>イ (略)</p>			
2 料金額					2 料金額					
2-1 端末回線伝送機能					2-1 端末回線伝送機能					
2-1-1 基本額					2-1-1 基本額					
2-1-1-1～2-1の4 (略)					2-1-1-1～2-1の4 (略)					
2-2 端末系交換機能					2-2 端末系交換機能					
区 分		単 位		料金額	区 分		単 位		料金額	備考
(1)～(8) (略)		(略)		(略)	(1)～(8) (略)		(略)		(略)	(略)
(9) 端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア イ以外のもの	1装置ごとに月額	405,252円	(9) 端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア イ以外のもの	1装置ごとに月額	394,033円	_____
		イ 専らI P 電話の提供の用に供するもの	1装置ごとに月額	430,556円			イ 専らI P 電話の提供の用に供するもの	1装置ごとに月額	370,370円	

(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット（最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。）等を識別する機能	ア SIPサーバを用いて制御するもの	1チャンネルごとに	1.85円	——
		イ 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	1.98円	
		ウ アイ以外のもの	1装置ごとに月額	8,071円	

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちPPPoE方式で接続する場合	1装置ごとに月額	330,747円	——
		イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合	(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合 月額	12,674,250円	平成30年4月1日時点からIPoE接続を利用している協定事業者に適用します。

(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット（最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。）等を識別する機能	ア SIPサーバを用いて制御するもの	1チャンネルごとに	1.75円	——
		イ 優先クラスを識別するもの	1契約数ごとに月額	1.88円	
		ウ アイ以外のもの	1装置ごとに月額	7,659円	

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちPPPoE方式で接続する場合	1装置ごとに月額	394,453円	——
		イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合	(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合 月額	13,312,417円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。

			(イ) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	月額	3,375,667 円	平成30年4月1日以降当社の準備が整った時点からI P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
			(ウ) 愛知県内の設置場所において接続する場合	月額	3,375,667 円	平成30年4月1日以降当社の準備が整った時点からI P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
			(エ) 広島県内の設置場所において接続する場合	月額	3,375,667 円	平成30年4月1日以降当社の準備が整った時点からI P o E接続を利用している協定事業者に適用します。

			(イ) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	月額	3,386,167 円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
			(ウ) 愛知県内の設置場所において接続する場合	月額	3,386,167 円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
			(エ) 広島県内の設置場所において接続する場合	月額	3,345,333 円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。

		(オ) 福岡県内の設置場所において接続する場合	月額	3,375,667円	平成30年4月1日以降当社の準備が整った時点からIPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合	1ポートごとに月額	1,562,500円	

2-4の2~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	302,083円	—

第2 網改造料

1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分	備考
(1)~(50) (略)	(略)
(51) IP通信網との接続に係る機能 (IPoE接続に係るものを除く)	ア IP通信網終端装置(ウに定めるもの以外)に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェースを付与する機能 イ~ウ (略)

		(オ) 福岡県内の設置場所において接続する場合	月額	3,386,167円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合	1ポートごとに月額	1,541,667円	

2-4の2~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区分	料金額	備考
イーサネットフレーム伝送機能 LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	264,583円	—

第2 網改造料

1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分	備考
(1)~(50) (略)	(略)
(51) IP通信網との接続に係る機能 (IPoE接続に係るものを除く)	ア IP通信網終端装置(ウに定めるもの以外)に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能 イ~ウ (略)

附 則(令和元年6月25日西設相制第6号)

(実施時期)

1 この改正規定は、令和元年6月25日から実施し、料金表の料金額については平成31年4月1日に遡及して適用します。

(IP通信網との接続に係る機能の経過措置)

2 協定事業者が現に利用しているIP通信網との接続に係る機能(料金表第1表第2(網改造料)1(適用)1-1第51欄ウ欄に限ります。)のうち、平成30年5月31日までに申込みがあったIP通信網終端装置について、本規定の適用日から6ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出た場合であって、同ア欄の増設基準(平成30年6月1日時点の増設基準とします。)を満たしている場合に限り、協定事業者は第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項の申込みにより協定事業者が現に利用している同ウ欄の機能を同ア欄に変更できるものとします。この場合において、当社は協定事業者が申し出た月の翌月から当該網改造料を適用します。

技術的条件集別表 2 6 . 5

I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様(IPv6 IPoE 方式)

(略)

2. 下位層 (レイヤ1~2) 仕様

2. 1 1 0 G B A S E - L R インタフェースにて接続する場合

2. 1. 1 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠

コネクタ仕様 IEC 61754-20 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠

2. 1. 2 略

2. 2 1 0 0 G B A S E - L R 4 インタフェースにて接続する場合

2. 2. 1 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3ba Clause82, 83, 88 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠

(略)

技術的条件集別表 2 6 . 5

I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様(IPv6 IPoE 方式)

(略)

2. 下位層 (レイヤ1~2) 仕様

2. 1 1 0 G B A S E - L R インタフェースにて接続する場合

2. 1. 1 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠

コネクタ仕様 IEC 61754-20、JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠

2. 1. 2 略

2. 2 1 0 0 G B A S E - L R 4 インタフェースにて接続する場合

2. 2. 1 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3ba Clause82, 83, 88 準拠

コネクタ仕様 IEC 61754-20、JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠

(略)